

氷見市定住促進賃貸住宅家賃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）第22条の規定に基づき、氷見市定住促進賃貸住宅家賃補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 中学生以下の世帯員が1人以上いる世帯
- (2) 新婚世帯 婚姻をした日から1年を経過していない夫婦がいる世帯
- (3) 医療介護保育人材 新たに看護師、介護職又は保育士として、市内の事業所に従事する者及び従事することが決まっている者
- (4) 家賃 支払う賃料の内、駐車料・共益費・管理費・町内会費などの経費を除いたもの

(補助金の交付)

第3条 市長は、市外から転入する者の居住を支援し、もって定住人口の増加を図るため、氷見市内において自らの居住に供するために賃貸住宅を借り上げて家賃を支払う者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付を受けることができる者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に居住している者であって次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 空き家を含む、民間賃貸住宅を借り上げて家賃を支払う者。
- (2) 当該民間賃貸住宅の賃貸借契約に係る家賃の滞納をしていない者。
- (3) 市外から市内に転入した日直前1年間に市内に居住していなかった者。
- (4) 次のいずれかの要件に該当する者。

- ア 子育て世帯に属する者
- イ 新婚世帯に属する者
- ウ 年齢が20歳以上で30歳に満たない者
- エ 転入前より氷見市内の事業所へ通勤している者
- オ 医療介護保育人材に属する者

(5) すべての世帯員が市税を滞納していない世帯に属する者。

(補助金の金額及び交付対象期間)

第5条 補助金の金額は、1月当りの家賃から住宅手当その他家賃に係る助成金等の額を減じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と2万円のいずれか低い額とする。

2 補助金の交付対象期間は、転入した日の属する月の翌月から起算して2年間とする。ただし、当該賃貸借を開始した日が転入した日の属する月の初日の場合は、その月から起算して2年間とする。

3 前項の規定に関わらず、転入後6月を経過した後に転居した場合、当該転居後の住宅に係る賃貸借を開始した日の属する月の前月をもって交付対象期間は終了するものとする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付対象年度ごとに、当該年度の3月1日から3月31日（その日が氷見市の休日を定める条例（平成元年氷見市条例第3号）第1条に規定する市の休日の当たるときは、市の休日の前日）までの間に、市長に提出するものとする。

- (1) 当該賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し
- (2) 当該賃貸住宅に係る家賃について、補助金の交付対象年度ごとに、各年度分の支払いを証する書類
- (3) 住宅手当額等を証明する書類（助成金等がない場合も含む。）

- (4) 個人情報取扱いに関する同意書
 - (5) 氷見市定住促進賃貸住宅家賃補助金申請に関する誓約書
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の返還)

第7条 市長は、補助金の交付を受けたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、交付を受けた補助金を返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 虚偽又はその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付を受けた者が、転入から3年以内に転出したとき。
- (3) 転入から3年以内に交付対象者又はその世帯員が市税を滞納したとき。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に賃貸借契約が開始されたものについて適用する。
- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに賃貸借契約が開始されたものについては、同日以後もなおその効力を有する。
- 3 平成30年3月31日以前に賃貸借を開始した場合は従前のおりとする。
- 4 平成30年4月1日から平成30年9月30日までに賃貸借を開始した場合の1月あたりの補助金の金額は、改正後の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

要件①	
子育て世帯である者	2万円
要件② 次のいずれかに該当する場合	
申請者が20歳以上で30歳に満たない者	1万円

転入前より氷見市内において就業している者	
医療介護人材である者	
要件③	
氷見市空き家情報バンクの物件を賃貸し、家賃を支払う者	2万円

要件①、②、③の合計額を補助金の金額とする。ただし、補助金の金額は4万円を上限とする。

- 5 平成30年10月1日から平成31年3月31日までに賃貸借を開始した場合の1月あたりの補助金の金額は、改正後の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

要件①	
子育て世帯である者	2万円
要件② 次のいずれかに該当する場合	
申請者が20歳以上で30歳に満たない者	1万円
転入前より氷見市内において就業している者	
医療介護人材である者	

要件①、②の合計額を補助金の金額とする。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日より施行し、同日以後に賃貸借が開始されたものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。